

Q&A 過渡的処置

Q1 過渡的措置はいつまで受けることができますか？

A1 この措置は 2015 年と 2016 年の 2 年間に限定して受けることが可能です。

Q2 通常の認定医・上級指導士認定制度との違いは何ですか？

A2 原則として理事、名誉会員、評議員を対象としており、筆記試験が免除されます。
例外的に学術的業績と学会での貢献が基準を満たせばこの制度を適応できます。

Q3 経験症例は現在所属の施設のものに限定されますか？

A3 過去に所属されていた施設および関連施設で経験されたものでも構いません。

Q4 自分が所属長の場合、自薦してよろしいでしょうか？

A4 自薦で構いません。

Q5 審査料の振り込みが間に合わない場合申請できますか？

A5 期日までに振り込みがなければ申請を受理できません。

Q6 今年度申請が認められない場合、来年度は再度書類作成が必要でしょうか？

A6 新規の申請として書類の提出が必要です。

Q7 認定医・上級指導士資格を取得した場合、年会費が増額になるのでしょうか？

A7 認定医・上級指導士は一般の会員より年会費が 7000 円高くなります。学術集会の参加料は変わりません。

Q8 心臓リハビリテーション認定医・上級指導医に求められる目標を教えてください。

A8 心臓リハビリテーション認定医・上級指導医の達成目標（総括目標と個別目標）がありますので必ず確認してください。心臓リハビリテーション領域の広範かつ高度な知識、技能、経験を有するだけでなく心臓リハビリテーションを管理・運営・統括する能力や医療安全の統括、地域連携など幅広い内容が要求されます。
試験についても達成目標に沿った内容が問われることになります